

## 保険証・受給者証などの更新のお知らせ

現在交付している下表の保険証・受給者証などの有効期限は「平成30年7月31日」までとなっています。

対象となる方には、更新に必要な申請書または新しい保険証・受給者証(有効期限が「平成31年7月31日」までのもの)をお送りします。更新にあたり申請が必要な場合には、忘れずに申請書を提出しましょう。

手続き方法など詳しくは下表をご確認ください。

なお古い保険証・受給者証などは8月1日以降に役場へ返却くださいますようお願いいたします。



	国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証	国民健康保険高齢受給者証	後期高齢者医療被保険者証	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証	ひとり親家庭医療費受給者証
手続き方法	引き続き認定証が必要な方は申請書を町民生活課まで提出してください。 ※現在認定証の交付を受けている方に個別に申請書をお送りしていますのでご確認ください。	70歳から74歳までの国民健康保険加入者に対し、7月下旬までに新しい受給者証をお送りします。	後期高齢者医療保険加入者に対し、7月下旬までに新しい被保険者証をお送りします。	平成29年度に認定証を交付している方で、引き続き該当となる方には、新しい認定証を7月下旬までにお送りします。	下記日程で受給者証の更新の受け付けを行います。 ※受給者の方に個別に案内通知をお送りしていますのでご確認ください。
保険証などの色	区分Ⅰ・Ⅱの方 緑色 上記以外の方 オレンジ色	黄色	ピンク色	緑色	水色
受付日程	対象となる方に通知をお送りしていますのでご確認ください。	/			7月24日(火)、26日(水) 午前9時から午後5時15分まで 7月25日(木) 午前9時から午後7時まで
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定証の区分は申告の修正や加入者の異動などにより変更となる場合があります。</li> <li>未申告の方がいる世帯の場合、正しい区分判定が行われませんので、忘れずに申告をしましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給者証または被保険者証の自己負担割合は、平成29年中の所得の状況などにより変更となる場合がありますので、ご了承ください。</li> <li>未申告の方がいる世帯の場合、正しい負担割合の判定が行われませんので、忘れずに申告をしましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定証の区分は申告の修正や加入者の異動などにより変更となる場合があります。</li> <li>未申告の方がいる世帯の場合、正しい区分判定が行われませんので、忘れずに申告をしましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆必要なもの</li> <li>・資格登録更新申請書</li> <li>・古い受給者証</li> <li>・受給者と児童の健康保険証</li> <li>・受給者と児童の戸籍謄本 ※児童扶養手当受給者は不要</li> <li>・児童扶養手当証書 ※児童扶養手当受給者のみ</li> <li>・平成30年度所得証明書 ※平成30年1月1日現在、町内に住所を有していなかった方のみ</li> <li>・診断書または障害者手帳 ※児童の父母が障がい者の場合のみ</li> </ul>	
受付場所 お問い合わせ先	町民生活課 ☎72-6933				子育て支援課 ☎72-2212 (子育て世代包括支援センター)

## 文化・体育振興基金へご寄付ありがとうございます

このたび、医療法人さいとう医院理事長齋藤升男さんから文化・体育振興基金にご寄付をいただきました。

紙上より厚くお礼申し上げます。

小野町文化・体育振興基金は、町の文化と体育の振興・充実を図るために個人や団体からの寄付により積み立てている基金です。

この基金は、小・中・高校生の全国大会出場時の激励金や表彰、町の社会体育団体や芸術文化団体、スポーツ少年団への補助や活動費など、有効に活用させていただきます。